

＜県の奨学金制度＞

県で高校生等を対象に行っている奨学金制度は、次のとおりです。

申込みの手続きは全て学校を通じて行いますので、在学する学校の奨学金担当者へ相談してください。

区分	高等学校等奨学金	高等学校等遠距離通学費	高等学校定時制通信制課程 修学奨励金
貸与 月額	公立 18,000 円 私立 30,000 円	通学費等※1の月額に 10 分の7を 乗じて得た額（その額に1,000円未満 の端数があるときは、これを切り捨てる。） ただし、26,000円を限度とする。	14,000 円
貸 与 対 象 者	次の1から3に掲げる要件を備えている者であること。 1 次のいずれかに該当する者であること。 (1) 生活保護法に規定する被保護者の世帯に属する者 (2) 地方税法の規定により市町村民税が課税されていない世帯又は市町村民税が減免された世帯に属する者 (3) 世帯の全収入額（年収）が生活保護法の規定により算定した基準額（年収に換算）の1.5倍以下である世帯に属する者 (4) 学習成績の評定平均値が別に定める学力基準値以上であり、かつ、主たる家計支持者の前年中の収入金額が別に定める収入基準額以下である者 (5) 年度の途中で修学費用負担者の死亡、疾病、失業又は災害等の理由により生活困難となった者 2 保護者が県内に居住する者であること。 3 高等学校等※に在学する者であること。 ※ 高等学校等とは 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程	次の1から4までに掲げる要件を備えている者であること。 1 通学費等※1が月額8,000円以上であること。 2 次のいずれかに該当する者であること。 (1) 主たる家計支持者の前年中の収入金額が別に定める収入基準額以下である者 (2) 年度途中で通学費等の負担者の死亡、疾病、失業又は災害等の理由により生活困難となった者 3 保護者が県内に居住する者であること。 4 高等学校等※2に在学する者であること。 ※1 通学費等とは 交通機関の運賃並びに下宿、借間、寮等の下宿代、借間代、寮費等 ※2 高等学校等とは 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程	次の1から5までに掲げる要件を備えている者であること。 1 県内の高等学校の定時制課程若しくは通信制課程に在学している者又は学校教育法に規定する広域の通信制の課程に在学し、かつ、県内に住所を有する者 2 世帯の全収入額が生活保護法の規定により算定した基準額（年収に換算）の1.5倍以下である世帯に属する者 または、年度途中で修学費用負担者の死亡、疾病、失業又は災害等の理由により生活困難となった者 3 経常的収入を得る職業に就いている者 4 長野県高等学校等奨学金の貸与を受けていない者 5 通信制課程及び単位制高等学校における定時制課程に在学する者にあつては、4年以内で卒業までに至る学習計画を有すると認められる者で、年間18単位以上の単位数を履習しているもの。ただし、学校で学年別に履習方法を定めている場合にあつては、それに従い履習している者
償還 期間	卒業等後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間	卒業等後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間	退学等後6月据え置き、貸与期間の相当期間（卒業した場合は償還免除）
利子	無利息	無利息	無利息
募集 時期	4月～12月	4月～12月	6月頃

＜問い合わせ先＞

長野県内の学校に在学する場合は在学する学校 または 県庁高校教育課（電話：026-235-7428）

【日本学生支援機構の奨学金】（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校）（ナビダイヤル：0570-03-7240）